予　防　規　程（例）

（会社名）

年　　月　　日（制定・変更）

第１章　　総則

第２章　　保安の役割分担

第３章　　危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

第４章　　巡視、点検及び検査

第５章　　改修及び補修等

第６章　　工事中における安全対策

第７章　　火災、地震及びその他の災害時に取るべき措置

第８章　　教育及び訓練

第９章　　予防規程に違反した者の措置

第１０章　南海トラフ地震防災対策

**第１章　総則**

　（目的）

第１条　この規程は、消防法第１４条の２及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、「○○工場」（以下 ｢当所｣ という｡）における危険物の取扱い作業、保安に関する必要な事項、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及びその他地震防災対策上必要な事項について定め、もって火災及び危険物の流出等の災害を防止するとともに、震災等の災害による被害を軽減するほか、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

　（適用範囲）

第２条　この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

　（遵守の義務）

第３条　当所の従業員及び当初に出入りする者すべての者は、この規程を遵守しなければならない。

　（告知の義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対し、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

　（規程の変更）

第５条　この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、災害予防上支障のないように変更しなければならない。

２　規程の変更を行ったときは、糸満市長に申請し、認可を受けなければならない。

**第２章　保安の役割分担**

　（保安に関する業務を管理する者の職務及び組織）

第６条　当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別紙１に保安の役割分担を、別紙２に緊急連絡網を定めなければならない。

（危険物保安監督者の代行）

第７条　所長は、危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

　（所長の責務）

第８条　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるよう努めなければならない。

　（危険物保安監督者の責務）

第９条　危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、危険物の保安の維持の確保に努めなければならない。

　（危険物取扱者の職務）

第１０条　危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

　（従業員の遵守事項）

第１１条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物の取扱い作業及び当所の維持管理に努めなければならない。

　（営業終了時等の保安管理）

第１２条　危険物保安監督者は、始業前、終了後及び営業中において、施設を巡回し、異常の有無を確認しなければならない。

２　前項において異常が確認された場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告しなければならない。

**第３章　危険物の貯蔵及び取扱いの基準等**

　（設備等の運転操作）

第１３条　当所の設備等の運転及び操作に当たっては、作業する者はその設備等の構造及び運転操作要領を熟知するとともに、誤操作のないよう確認して行わなければならない。

　（危険要因の把握及び対策）

第１４条　当所における危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因を把握するとともに当該危険要因に対する対策を講じなければならない。

(1)「危険要因」とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因をいう。

(2)取扱工程及び設備等の変更に際して危険要因の抽出方法及び想定できる具体的な対策について定めておくこと。

（貯蔵及び取扱いの基準）

第１５条　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、次の事項に留意しなければならない。

(1)　危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

(2)　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

**第４章　巡視、点検及び検査**

　（施設及び設備等の点検）

第１６条　当所の施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別紙３に定めるところにより巡視及び点検を実施しなければならない。

２　点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合、使用禁止の表示をする等適切な措置を講じるとともに、点検責任者に速やかに報告しなければならない。

３　第１項の規定により点検を実施した者は、点検結果等を点検記録簿に記録しなければならない。

　（その他の設備点検）

第１７条　火災予防及び地震等による出火防止のため建物、火気使用器具等及び消防用設備等の巡視及び点検を実施しなければならない。

　（関係書類及び図面等の整備）

第１８条　消防法に基づき、設置又は変更の許可を受けた施設等の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面等は、分類整理して所定の場所に保管しなければならない。

　（記録の作成及び保管）

第１９条　消防法令に基づく検査、点検、その他改修等の工事及び保安又は教育訓練等に関する記録はすべて作成するものとし、所定の期間保存しなければならない。

**第５章　改修及び補修等**

　（所長への報告）

第２０条　点検責任者は、施設の改修又は補修等が必要であると認めるときは、直ちにその旨を所長に報告しなければならない。

　（改修、補修）

第２１条　施設の改修又は補修等の工事を行うときは、その内容に応じて変更許可等の必要な手続きを行わなければならない。

２　前項の工事を行う場合、所長は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等の監視及び監督を行うとともに、工事の完了後は、当該工事に係る設備等の点検又は検査を実施し、その安全性を確認しなければならない。

**第６章　工事中における安全対策**

　（工事責任者）

第２２条　工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

　（連絡及び保安情報の共有）

第２３条　工事責任者は、所長と緊密な連絡を保ち、作業を行わなければならない。

２　工事責任者、協力業者及び所長は、当該工事に係る保安情報を提供するとともに、相互に当該保安情報を共有しなければならない。

　（工事責任者の責務）

第２４条　工事責任者は、この規程を遵守するよう作業員への周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

２　工事責任者は、作業工程表を作成して所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

　（作業員の立入場所）

第２５条　作業員は、当所内において、当該工事に関係のある場所以外への立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りではない。

　（作業時間）

第２６条　作業時間は、当所の就業時間内に限る。ただし、所長が必要と認める場合はこの限りではない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め、作業の保安の監視をさせなければならない。

２　工事責任者は、作業の始業前、終了後及び作業中において、施設を巡回し、異常の有無を確認しなければならない。

　（火気の使用等）

第２７条　作業上やむを得ない場合で、火気等の使用若しくは取扱いを必要する場合は、あらかじめ所長の許可を受けるとともに、責任者は火気の使用を監視し、危険物等の安全管理について必要な指示を与えなければならない。

（火気使用の一時停止）

第２８条　所長は、風力、風向、気温、湿度その他気象条件により、火災の予防上必要があると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

**第７章　火災、地震及びその他の災害時に取るべき措置**

　（自衛消防組織）

第２９条　全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等の災害時における即応体制を整備し、所長を自衛消防隊長とするとともに、その編成及び任務分担を別紙４のとおりとする。

２　自衛消防隊長は、災害時において隊員の指揮に当たるとともに、初期消火等その他災害の拡大防止の措置を講じなければならない。

３　隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。

　（消火活動等及び事故発生時の措置）

第３０条　消火活動等及び事故発生時の措置は、次により行わなければならない。

(1)　火災又は危険物の流出事故等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に直ちに初期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出拡散防止等の応急措置を講じること。

(2)　危険物が所外に流出又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止その他の必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止及び回収等の応急措置を講じること。

(3)　所長は、必要に応じて別紙２の緊急連絡網により従業員を参集すること。

　（地震被害予防）

第３１条　地震時及び地震に伴う津波による施設及び設備に対する点検は、次により行わなければならない。

(1)　当所の建物、その他附随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等について、点検すること。

(2)　消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況について、点検すること。

　（地震発生時の措置）

第３２条　地震時及び地震に伴う津波による施設及び設備に対する応急措置等は、次により行わなければならない。

(1) 直ちに危険物の取扱い作業及び火気を使用する設備器具の使用を中止すること。

(2) 当所内に被害が発生したときは、二次災害の発生を防止するため、設備等の使用を禁止し、応急措置を講じること。

(3) 隊員は、顧客等への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所に避難誘導しなければならない。

　（地震発生後の措置）

第３３条　地震が発生した場合、点検責任者は、地震の規模にかかわらず建物及びこれに付随する設備の点検、検査を別添の点検項目に従って行い、異常があった場合は速やかに所長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

２　所長は、点検責任者から前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに異常を確認するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければならない。

　（地震に備えての準備品）

第３４条　地震に備え、次の物品を常に持ち出せるよう準備しておかなければならない。

(1)　救急医薬品

(2)　懐中電灯、携帯ラジオ

(3)　貴重品

(4)　その他必要なもの

（保安教育）

第３９条　所長は従業員に対し、次により保安教育を実施しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施期間 | 内　　　　　　　　　容 |
| 全従業員 | １年に　回以上 | １　予防規程の周知徹底  ２　火災予防上の遵守事項  ３　安全作業等に関する基本的事項  ４　各自の任務、責任等の周知徹底  ５　工事中における保安対策  ６　地震対策に関する事項  ７　その他危険物の貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項 |
| 新入社員 | 入社時 |
| その他 | 適　　時 | 危険物の貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項 |

　（訓練）

第４０条　訓練は、部分訓練及び総合訓練とし、部分訓練は６箇月に１回以上、総合訓練は１年に１回以上行わなければならない。

(1)　部分訓練は、消火訓練、通報訓練及び避難訓練について行うこと。

(2)　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて総合的に行うこと

**第９章　予防規程に違反した者の措置**

第３７条　所長は、この規定に違反する行為を行ったものに対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他の必要な措置をとるものとする。

**第１０章　南海トラフ地震防災対策**

（組　織）

第３８条　南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成を別紙５に指定する。

(1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。

(2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

（隊長等の権限及び業務）

第３９条　隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限を持ち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

(2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

(4) 従業員を「（例）第１駐車場」に集合させ避難させること。

(5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第４０条　南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の業務）

第４１条　情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

(1) 隊長の指示に基づき、直ちに、地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

(2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

(3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のため例文、手段等を定めておくこと。

（避難誘導班の業務）

第４２条　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

(1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別紙６に示した避難誘導位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、別紙７に示した当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。

(2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

(3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

(4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（その他不測の事態）

第４３条　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この章に規定するとおり活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓　練）

第４４条　隊長が行う防災訓練は次によること。なお、訓練は、年１回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

(1)　情報収集・伝達に関する訓練

(2)　津波からの避難に関する訓練

(3)　その他前各号を統合した総合防災訓練

（教　育）

第４５条　隊長が従業員等に対して行う教育は次によること。

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2)　地震及び津波に関する一般的な知識

(3)　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4)　従業員等が果たすべき役割

(5)　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6)　今後地震対策として取り組む必要のある課題

（広　報）

第４６条　隊長が、顧客等に対して事前に行う広報は次によること。

(1)　地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(2) 正確な情報入手の方法

(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識

付　則

　この規程は、認可の日から施行する。

別紙１

**（例）**

**任務分担表**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　長 |  | 危険物保安監督者 | | | |  |
| （氏名　○○　○○　） | | （氏名　　　○○　○○　） | | | | |
|  |  |  |  | | | |
|  |  | 職務代行者 |  | | | |
|  |  | １（氏名　　○○　○○　） | | | | |
|  |  | ２（氏名　　○○　○○　） | | | | |
|  |  |  | |  | | |
|  |  | 危険物取扱者 | |  | | |
|  |  | １（氏名　　○○　○○　） | | | | |
|  |  | ２（氏名　　○○　○○　） | | | | |
|  |  |  | | |  | |
|  |  | その他の従業員 | | |  | |
|  |  | １（氏名　　○○　○○　） | | | | |
|  |  | ２（氏名　　○○　○○　） | | | | |
|  |  | ３（氏名　　○○　○○　） | | | | |

別紙２

**（例）**

**緊急連絡網**

災害発見者

通報連絡班

１１９番通報

所長

氏名　○○　○○

電話　000-0000-0000

氏名　○○　○○

電話　000-0000-0000

氏名　○○　○○

電話　000-0000-0000

氏名　○○　○○

電話　000-0000-0000

氏名　○○　○○

電話　000-0000-0000

別紙３

**（例）**

点検責任者を糸満太郎とし、点検は次により実施するものとする。

毎日点検

損傷や故障があった場合、火災や危険物の漏えいにつながるおそれのある施設及び設備等の点検を実施する。

自主点検　　　　　　　　　毎月点検

施設及び設備等の安全を確保するため、あらかじめ実施日を定め、毎日点検より詳しく点検を実施する。

６箇月点検

施設及び設備等の安全を確保するため、あらかじめ実施月を定め、総合的に点検を実施する。

法定点検　　　　　　　　　年１回点検

消防法第１４条の３の２に基づく点検を実施する。

臨時点検　　　　　　　　　地震発生時等臨時に実施する。

別紙４

**（例）**

**自衛消防隊組織表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 消防機関への通報、所内･所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報提供 |
|  |  | 通報・連絡班 |  |
|  |  | （氏名○○　○○） | |
|  |  | （氏名○○　○○） | |  |
|  |  |  |  |  |
| 自衛消防隊長 |  | 避難･誘導班 |  | 顧客を敷地外に避難、誘導 |
| (氏名○○○○) |  | （氏名○○　○○） | |  |
|  |  | （氏名○○　○○） | |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 消火応急班 |  | 初期消火、流出油防止措置 |
|  |  | （氏名○○　○○） | |  |
|  |  | （氏名○○　○○） | |  |

別紙５

**（例）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地震防災隊長（氏名） | 班　　　別 | 氏　　　名 |
| ○○　○○ | 情報収集連絡班 | ○○　○○ |
| ○○　○○ |
|  |
|  |
|  |
| 地震防災副隊長（氏名） | 避難誘導班 | ○○　○○ |
| ○○　○○ | ○○　○○ |
|  |
|  |
|  |

別紙６

**（例）**

**南海トラフ地震発生時の避難誘導位置**

**避難所への避難経路**

トイレ

事務所

待合室

レ　ジ

**出入口**

出入口

　　　　　★

避難所

第１駐車場

➡避難経路　★避難誘導班

別紙７

**（例）**

**避難経路図**



○○危険物工場

指定津波避難場所（○○ビル）

※糸満市の指定津波避難場所にあっては備考欄添付資料を参考にしてください。